

(労働時間及び休憩時間)

- 第19条** 1週間の所定労働時間は、平成____年____月____日を起算日として、2週間ごとに平均して、1週間当たり40時間とする。
- 2 1日の所定労働時間は、7時間15分とする。
- 3 始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合において業務の都合によるときは、_____が前日までに通知する。

始業・終業時刻	休憩時間
始業 午前____時____分	____時____分から____時____分まで
終業 午後____時____分	

(休日)

- 第20条** 休日は、次のとおりとする。
- ① 日曜日
 - ② 平成____年____月____日を起算日とする2週間ごとの第2土曜日
 - ③ 国民の祝日（日曜日と重なったときは翌日）
 - ④ 年末年始（12月____日～1月____日）
 - ⑤ 夏季休日（____月____日～____月____日）
 - ⑥ その他会社が指定する日
- 2 業務の都合により会社が必要と認める場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。

【第19条 労働時間及び休憩時間】

【第20条 休日】

- 1 1か月単位の変形労働時間制とは、労使協定又は就業規則等により、1か月以内の一定期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えない定めをした場合においては、その定めにより、特定された日又は特定された週に1日8時間又は1週40時間を超えて労働させることができるという制度です（労基法第32条の2）。この場合の労使協定は、所轄の労働基準監督署長に届け出ることが必要です。労使協定の労働者代表の選出方法等については、本規程例第21条の解説を参照してください。
- 2 本規程例は、1日の所定労働時間を固定していますが、業務の都合等によって日々の